法務省民事局 令和3年12月

法務局の実施する長期相続登記等未了土地解消作業の見直しについて

資料1

制度概要

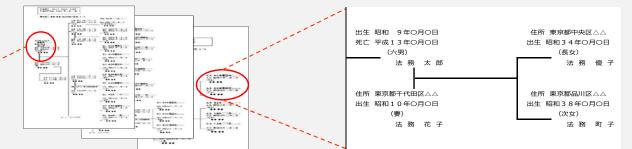
登記名義人

公共事業等の実施主体(<u>国・地方公共団体</u>)からの求めに応じて、長期間(<u>死亡後30年以上</u>)にわたり相続登記がされていない土地について、登記官が法定相続人を探索し、相続人の一覧図(法定相続人情報)を作成する制度



- 事業実施主体の**所有者探索を簡便化**
- 用地取得が容易になり、事業実施を促進

※所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)に基づくもの。平成30年11月15日施行



(これまでの実績)

平成30年11月から、全国50局の法務局において、合計・登記名義人約71,000人分(約195,000筆分)の法定相続人情報の備付けを完了し、事業実施主体に提供済み

(作業フロー)

①事業実施主体からの要望 を聴取し、対象土地を決定

▶ ②登記官による法定相続人 | の調査 |

→ ③法定相続人情報の作成 |(外部委託を活用)

▶ ④事業実施主体へ提供



政府方針(※)を踏まえた運用 改善に当たっての方向性

- ・ 地域住民の利益につながるよう、<u>事業実施主体からの要望に対し、より的確に対応</u>
- ・ 公共事業がより円滑に実施されるよう、作業の迅速性を高め、効率化を図る

改善点

(※) 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和3年6月7日関係閣僚会議決定)

① 民間事業者からの要望の受入れ

地域の発展のため、民間事業者が行うニーズが高い 公共的事業にも対応することとする

② 法定相続人情報の作成要件の緩和

事業実施主体のニーズに基づき、より広く、法定相続人の探索作業を実施することとする

③ 作業の効率化・合理化の一層の促進

緊急性や必要性の高い公共事業に対し、より迅速に解消作業を実施し、幅広い事業に成果を届けることとする

民間が行う事業のうち、法律上の根拠(土地区画整理法・都市再開発

- ▶ 法等) のある事業であり、公共性の高いもの (土地区画整理事業・市街 地再開発事業等) を、要望受入れの対象とするよう、運用を見直し
- → 法務局の行う法定相続人情報作成の要件(死亡後の経過 年数)を、30年から10年に短縮し、対象土地の範囲を拡大 ※政令改正を実施予定
- ▶ 解消作業の対象とする土地の選定につき運用を見直し
- ▽ 受託事業者と法務局が連携・協働し、集中的に作業実施

上記①~③の見直し後の新たな運用につき、令和4年4月1日開始を予定

長期相続登記等未了土地解消作業による成果

□ 制度概要

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)

平成30年11月15日施行

<長期相続登記等未了土地>

長期間にわたり相続登記がされていない土地について,登記官が,公共事業等の実施主体からの求めに応じて法定相続人を探索し,その結果を長期相続登記等未了土地へ登記するとともに,法定相続人情報を登記所へ備え付けることにより,事業実施主体が公共事業等の遂行に活用することができるようにする制度

★ 効果

○ 事業実施主体の所有者探索を簡便化し、コストを削減

25 Pers. 70 at

○ 公共事業用地の取得等が容易になり、円滑な事業の実施を促進



□ 手続の流れ

①事業実施主体からの要望を 聴取し、対象土地を決定



説明会等を実施し,要望を聴取した上で,作業対象とする土地を決定

②登記官による法定相続人の調査(調査の一部は事業者に委託)

化した図



・明治5年式戸籍

·明治19年式戸籍

所有権の登記名義人に係る相続人を一覧

・明治31年式戸籍 ・大正4年式戸籍

·昭和23年式戸籍

・平成6年式戸籍

難解な旧戸籍や相続関係法制 についての知識も求められる

③法定相続人情報の作成



4事業実施主体へ提供



長期相続登記等未了土地解消作業による成果

具体例

省力化された

★平成29年7月九州北部豪雨復旧・復興事業(福岡県朝倉市)

記録的豪雨の影響により市内各地で災害が発生した 速やかに復旧工事を進めるため、朝倉市からの求めに応じ, 朝倉市の土地約2,000筆の土地について、登記官が800人 を超える登記名義人の法定相続人の探索を実施した 法定相続人情報の活用により所有者探索が大幅に

> (自治体が実施した事例においては、)登記簿に明治時代の所 有者しか記載されていなかったことから, 所有者の把握に 時間を要し、用地取得に約10年要した

(出典:平成29年6月所有者不明土地問題研究会中間整理)

相続人が最も多い 土地では、1筆で およそ290人もの 相続人が存在



法定相続人情報 の活用により, 迅速な復旧工事 が実現





<被災地域(志波地区)の復旧の様子>(出典:朝倉市)

→迅速な復旧・復興作業の実施に寄与

★平成30年7月豪雨災害復旧事業(岡山県倉敷市)

甚大な被害が生じた真備地区の土地約1,600筆の土地について, 登記官が700人を超える登記名義人の法定相続人の探索を実施 →上記同様, 法定相続人情報が迅速な復旧・復興作業の実施に寄与

〈末政川復旧丁事の様子〉(出典:岡山県)







★復旧事業以外の各種公共事業においても活用

- ○八丈町道路拡張事業(東京都)
- ○開成駅前通り線周辺地区 土地区画整理事業(神奈川県)
- ○国道422号線道路改築事業(滋賀県)
- ○仙台市海岸公園整備事業(宮城県)

令和3年10月31日現在

全国50局の法務局において,合計で登記名義人約71,000人分(約195,000筆分)の法定相続人情報の 備付けを完了し,事業実施主体へ提供